

## 役員等の報酬等に関する規程

株式会社ハブクリエイト

### (趣旨)

第1条 この規程は、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、代表取締役及び取締役をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1)常勤役員等について、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、業績予想に応じて定めるものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号に定める時期とする。

(1)報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、翌営業日とする。

(2)賞与については、業績により判断し、支給する場合は6月及び12月とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、株式総会の決議を経て行う。

この規程は、平成28年1月1日から施行する。